

様式第2号（第4条）

※受理年月日	R7年12月24日
※受 理 番 号	122
※備 考	

大規模小売店舗届出書

令和7年12月24日

茨城県知事 殿

埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
株式会社ベルク
代表取締役 原島 一誠

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) 古河中田複合店舗
所在地 茨城県古河市中田字古町1563番1 外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別記1のとおり

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年8月25日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,702 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置 別紙配置図（図面No.3 の A-1 及び A-2）のとおり
収容台数 104台（別記2のとおり）

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置 別紙配置図（図面No.3 の B-1～B-3）のとおり
収容台数 40台（3か所計）



(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置 別紙配置図 (図面No.3 の C-1、C-2) のとおり
面 積 104 m² (2か所計)

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置 別紙配置図 (図面No.3 の D-1、D-2) のとおり
容 量 14.1m³ (2か所計)

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

別記1のとおり

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

別記2のとおり

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数 3ヶ所
位 置 別紙配置図 (図面No.3 の E-1～E-3) のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

別記1 小売業者一覧

氏名又は名称	代表者氏名	住 所	主要販売品	店舗面積	開店時刻	閉店時刻
株ベルク	原島一誠	埼玉県鶴ヶ島市脚折 1646 番	食品 日用品	1,969 m ²	午前9時	翌午前0時
未定	—	—	—	733 m ²	午前9時	翌午前0時
小売業者合計				2,702 m ²		
共 用 面 積				0 m ²		
店舗面積合計				2,702 m ²		

別記2 駐車場一覧

名 称	位 置	収容台数	利用可能時間帯		自己所有・借上 げ・公共等の別
			利用開始時刻	利用終了時刻	
駐車場 A-1	配置図 (図面No.3・A-1)	90 台	午前8時30分	翌午前0時30分	借上げ
	配置図 (図面No.3・A-1)	5 台	午前8時30分	午後9時00分	
駐車場 A-2	配置図 (図面No.3・A-1)	9 台	午前8時30分	午後9時00分	
合 計		104 台			